

# 日立市仲町交流センター使用のきまり

この施設は仲町学区住民のコミュニティ推進の活動拠点として、住民の自主運営で行われます。

## 1 利用できる人

- (1) 原則として、日立市民と日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
  - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
  - ② 営利を目的と認められるとき。
  - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
  - ④ その他、管理上支障があるとき。

## 2 開館している時間

午前9時から午後9時まで

## 3 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）  
仲町交流センター運営委員長が特に必要と認めた日

## 4 利用方法

- (1) 申込み方法  
交流センターの窓口へ直接申し込んでください。（午前9:00～午後8:30）
- (2) 申込み期間  
運営委員会が認めた行事……………3ヶ月前  
運営委員会が指定した団体が行なう行事……………2ヶ月前  
（利用団体連絡会に加盟している団体）  
その他の団体が行う行事、個人利用……………1ヶ月前
- (3) 利用の制限  
月2区分までとする。  
公共の行事を最優先とし、予約後に使用できないこともある。  
施設を利用できる団体を構成する人数は概ね5名以上とする。
- (4) 利用時間の区分  
午前 午前9時から午後0時30分  
午後 午後1時から午後4時30分  
夜間 午後5時から午後9時

## 5 利用者の心得

- (1) 使用時間を厳守すること。(10分前に終了すること)
- (2) 使用後は清掃をすること。
- (3) 発生したゴミをもちかえること。
- (4) 他の利用者に迷惑をかけるような行為を慎むこと。
- (5) 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は速やかに事務室に報告すること。修繕・修理の費用は原則として破損させた当事者の負担とする。

## 6 その他

- (1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときは利用できません。
- (2) アルコール類は、飲用しないこと。ただし、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員長が許可することもあります。
- (3) 交流センターの一斉清掃  
毎年 5・7・10 月に利用団体連絡会に加盟している団体に参加していただきます。
- (4) 印刷機、コピー機等を使用するときは下記のとおり、使用料をいただきます。

	項目	金額	備考
1	印刷機 原紙代	100円	原紙1枚につき
2	印刷代	2円	1枚につき
3	用紙代	2～3円	1枚につき(用紙サイズ別)
4	コピー機	10円	1枚につき

- (5) 仲町交流センターの住所

日立市宮田町4-4-15

電話 (21) 5564

FAX (21) 7077

- 7 上記に定めのない事項は、運営委員会において協議する。

仲町交流センター見取図

